

令和7年度
第1回
定期監査報告書

(学 校 教 育 部)

教 育 総 務 課
学 務 課
指 導 室
教育指導担当

青梅市監査委員

定 期 監 査 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定による監査

2 監査の対象部署

学校教育部 教育総務課、学務課、指導室、教育指導担当

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 26 日まで

説明聴取 令和 7 年 6 月 6 日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第 2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した結果、改善または検討が必要と認められる事項が見受けられたので、指摘事項および要望事項として後述する。

また、一部に釈然としない事項があった。

小学校および中学校の教職員に対し、「循環器・結核検診」のほか、「消化器検診」および「子宮・乳がん検診」を実施している。

しかしながら、市職員に対しては、それらのうち「子宮・乳がん検診」

が実施されておらず、教職員と市職員で検診内容に差異が生じていることには違和感があり、今後、整理する必要性を感じたところである。

その他の事務等については法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

公印の管理、現金および郵券等の管理についても適正に行われていることを確認した。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和6年12月31日現在）

(1) 歳入 （単位：円、％）

課	予算現額	調定済額	収入済額	調定に対する収入率
教 育 総 務 課	559,252,000	7,908,705	7,908,705	100.0
学 務 課	14,799,000	178,350	178,350	100.0
指 導 室	263,542,000	228,676,109	228,585,812	100.0

(2) 歳出 （単位：円、％）

課	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
教 育 総 務 課	2,304,111,331	727,959,791	31.6
学 務 課	419,697,283	227,815,982	54.3
指 導 室	669,393,855	402,715,487	60.2

3 指摘事項

指摘事項については、以下のとおりである。

(1) 青梅子ども110番の家について

青梅子ども110番の家（以下「110番の家」という。）は、子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子

どもたちの安全を守っていく事業で、約 2,000 件の登録がある。

今回監査を実施した中で、110 番の家に関し、以下のとおり指摘する。

ア 登録について

登録者は、この事業の趣旨に賛同するボランティアで、他市で設定しているような登録者に関する要件はなく、担当の教育総務課では、特段の審査、調査および確認は行っていないとのことであった。

しかしながら、万一登録者の中に悪意のある者があった場合、安全とされる 110 番の家に駆け込んだがために、犯罪や事故に巻き込まれる危険性も想定されるところである。

児童・生徒と直接関わる会計年度任用職員等の採用および類似事業を行っている他団体での対応も参考にしつつ、110 番の家の登録にも同様の慎重さをもって対応されたい。

イ 教育総務課における事案の把握について

110 番の家の登録者には、実際に駆け込みがあった場合の対応マニュアルを配付しているが、駆け込み事案が全て担当課に報告される仕組みにはなっていない。

担当課では、3 年に一度実施する 110 番の家へのアンケート結果を集計しているものの、緊急避難や対応の実態を、適時に把握していなかった。

駆け込みの理由は様々であるとのことであるが、少なくとも警察署、学校または家庭へ連絡をする必要があった事案だけでも、担当課が適時的確にその状況を把握できるようマニュアルの見直しを行い、今後の事業の改善や充実に努められたい。

ウ 指摘事項への対応について

110 番の家については、平成 28 年度および 30 年度に教育委員会が実施した事務点検評価において、「事象があった際の、早急な確認方法を検討する必要がある。」としている。

また、平成 30 年度の定期監査における同趣旨の要望に対しても、早急な確認方法および連絡体制の確立に向け取り組むと述べている。

さらに、令和 3 年度の事務点検評価では、実質無審査となって

いる登録に関し、「昨今の子どもに対する事件・事故等の状況を鑑み、登録の際に一定の審査基準を設けることも検討する必要がある。」との課題を挙げている。

しかしながら、いずれも課題解決に向け取り組んだ様子が見受けられず、使用しているマニュアルも、平成27年度のままであった。

今回の定期監査は、過去のこうした経緯を予備知識とせず実施しており、客観的な考察により改めて浮上したものである。

教育委員会における事務点検評価、監査委員による監査ともにその意義を重く受け止め、速やかに対応されたい。

(2) 電子計算機器修繕賠償金について

指導室では学習用タブレット型情報端末の貸与に当たり、損害賠償に関する取扱基準を設けている。

端末は、年間数十件の修繕が発生しているが、使用者等に故意または重大な過失がある場合として、令和3年度に19件、令和4年度に24件、令和5年度に15件、令和6年度に5件、計63件に対し、それぞれの保護者に賠償を求めている。

このうち、59件については、賠償金の全部あるいは一部が収納されているものの、4件については納付がなく、収入未済として年度を繰り越していた。

これらの未納者に対する督促は、「学校が行う場合も指導室が行う場合もある」とのことで、学校と指導室の役割分担も判然としない中、一部の未納者には一度も督促を行っていなかった。

賠償金の支払いに関しては、保護者の事情にも配慮する必要があることから、未納者に対する督促手続きについては、その方法や学校と指導室との役割分担などを定め、一律の取扱いをすることで、保護者に対し不公平が生じないように適切に対応されたい。

4 要望事項

その他、各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 教育総務課

ア 交際費について

交際費は、教育行政の円滑な推進に必要な関係機関等との交際

のための費用である。

以下、3件に分けて要望する。

(ア) 交際費の増額について

緊急的な弔慰の支出のため、財政課との協議の上、予算措置を行わずに予算流用により交際費を増額していた。

地方公共団体における交際費に関しては、その使途が特に住民の疑惑を受けやすいため、昭和40年自治省通知「交際費の取扱いについて」において、「他の費目の流用又は予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする。」との留意事項が示されている。

よって、交際費を増額する場合は、仮に事後となっても、予算措置については適切に行われたい。

(イ) 交際費の公表について

教育長の交際費については、以前から公表されていない状況であった。

市長や市議会議長は、交際費の支出状況を公表しており、多くの自治体においては教育長の交際費についても公表している。

教育長交際費のさらなる透明性の向上を図り、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めるためにも、ホームページ等における公表を検討されたい。

(ウ) 弔慰基準について

交際費の支出に当たり、弔慰基準を超える支出があった。

弔慰基準を超える支出が発生しないよう、必要な見直しを検討されたい。

イ スクールガードリーダー報償金について

通学路を巡回指導するスクールガード・リーダーに対し報償金を支払っているが、令和6年6月実施分に誤支給があった。

誤支給の原因は学校から提出された活動報告書の確認が不十分であったことにあり、年度末に都へ提出する実績報告書の作成時に初めて誤支給が発覚したため、相手方への対応が、誤支給から半年以上経過した令和7年3月まで遅れたとのことであった。

また、報償金を支給する際には金額の内訳を通知していないとのことであった。

現在ではチェック体制を強化するなど再発防止に努めているとのことであるが、支給者と受給者双方が確認できるよう内訳書を交付するなどし、今後同様の事故が起こらないよう十分注意されたい。

ウ 学校施設の修繕および各種業務委託について

小学校および中学校における施設の修繕、清掃、保守点検等の各種委託業務については、学校長に委任するものを除き、教育総務課において支出負担行為等の処理を行っているが、その性質から、個々の業務の現地における履行確認を行うことが難しく、業務実施後の写真の提出や、学校職員等による立会いにより履行確認を行っている。

しかしながら、仕様書に明記されているにもかかわらず、完了後の写真提出がなかったものや、学校職員等に立会いを求めた場合も、履行確認を行った旨の報告書等は存在しなかった。

写真により履行確認が可能なものについては確実に写真の提出を求め、また学校職員等の立会いによる確認の場合は、例えば、事業者から提出される完了報告書に学校長等の押印を求めるなど、他の諸規則等に抵触しないよう留意しつつ、契約内容の履行確認が確実にできる方法を構築するよう要望する。

エ 青梅市立学校施設のあり方審議会について

青梅市立学校施設のあり方審議会は、学校施設の在り方について調査審議するために設置された教育委員会の附属機関である。

令和5年度から会議を開催しているが、答申までの結論には至っておらず、答申期限が令和8年度末まで延期されている。

今後は各地区の再編案を検討した後、意見聴取を行い、その意見をもとに再度再編について審議していくとのことであるが、学校再編は地域住民にとっては非常にデリケートな問題であり、十分な理解が必要である。

今後も丁寧な対応と実りある審議が円滑に進められるよう努められたい。

また、会議の大半を欠席した委員が見受けられたが、委員全員

による審議が望ましく、今後は委員全員が出席できるよう工夫されたい。

(2) 学務課

ア 通学路における防犯カメラについて

登下校区域における児童の安全を確保するため、東小学校を除く全小学校の通学路等 160 箇所には防犯カメラを設置している。

設置箇所は、各学校が P T A や地域の意見を集約して決定しており、作動中であることを表示することにより犯罪等を未然に防ぐ効果があると考えられるほか、令和 6 年度には、警察署からの依頼により年間で 44 件、100 箇所の映像提供を行うなど、有効に活用され、児童の安全確保だけでなく、安心・安全な市民生活にも寄与しているものと推察される。

一方、防犯カメラの耐用年数は 7 年で、すでに 55 台が耐用年数を上回っているとのことで、ここ数年は修繕が増加している。

今後、新たな危険箇所が判明した際の増設の検討のほか、老朽化した防犯カメラの計画的な更新および適切な維持管理に努められたい。

イ 第六小学校通学路巡回および凍結防止剤散布業務委託について

冬季に路面が凍結し、登下校が困難になることを防ぐため、御岳地区の都道の一部において路面の状況を確認するとともに、必要に応じ凍結防止剤を散布する業務委託を行っている。

この業務委託は、巡回に関してはひと月当たり、凍結防止剤の散布については作業 1 時間当たりの単価契約となっている。

巡回の可否は受託業者の判断に委ねているとのことで、巡回の実施回数にかかわらず、ひと月分の委託料を支払う内容となっている。

また、作業に要した時間も受託業者からの報告内容のとおり採用し支出命令を行っており、その履行を確認するすべもない曖昧な契約となっていた。

巡回については、気温、天候等を踏まえてその都度指示するか、巡回の可否を客観的に判断できる基準を仕様書に明示することが望ましい。

また、委託箇所は、特定の区間を指定していることから、巡回、

凍結防止剤の散布ともに、その単位を「1回当たり」とするなどのほか、凍結防止剤の散布については作業状況の写真提出を求めするなど、契約内容を検証されたい。

ウ 成木小学校通学用バス借上について

成木小学校へ登下校する児童等の通学方法および安全の確保等を図るため、通学用バスの借上げを行っている。

借上げは、令和4年度から単年度の特命随意契約により行われており、令和6年度の契約額は、1,000万円余であった。

また、参考として聴取したところ、令和7年度は約1,700万円で契約を締結するとともに、令和7年度予算では、令和8年度の債務負担として1,900万円余を計上していることから、借上料が年々増加している様子が窺えた。

この要因は、燃料費の高騰、運転手不足、インバウンド需要の増加による車両の不足等とのことであり、こうした事情を考慮したとしても、令和8年度の債務負担限度額が令和6年度の契約額の約1.8倍となっていることを踏まえると、通学用バスのコストに関する検証を行う必要があると思われる。

今後の児童数の推移や居住地の変遷など、様々な要素も意識しながら、他自治体で導入しているスクールタクシーや、より低額となる小型車両の導入など、別の手法とも比較検討を行い、最善の通学方法の構築に取り組まれない。

エ 小学校および中学校における各種健康診断について

小学校および中学校で実施している各種健康診断については、委託契約書に定める業務完了報告書の提出がされていなかったため、担当課では、急きょ業務完了報告書の様式を作成し、委託先に提出を求めたが、一部の検診業務の報告書には、単価契約における支払い時に必要となる実数が記載されておらず、業務完了の報告書としては不十分なものであった。

一方、委託業務の実施日には、担当課職員が学校に同行して業務履行の確認をしており、診断した児童数などの実績については学校へ報告されているとのことであった。

委託契約書は、他の契約と共通の様式を使用しているため、業務完了の報告を義務付けているが、学校へ提出する報告書を、契

約書で定めている業務完了報告に代わるものとして担当課への提出を求めるなど、仕様書の記載を工夫することにより、委託者、受託者双方が効率的に業務を行えるよう検討されたい。

(3) 指導室

ア スタディアシスト事業について

本事業は、学習塾等に通っていない市立の中学３年生に対し、専門の事業者による学習支援や、進路相談を行うものである。

参加する生徒数は６０人を定員とし、習熟度別に１５人ずつ４クラスの編成で実施しており、参加生徒の第一志望校合格率は約９５パーセント、推薦入試の結果も良好、生徒の満足度も９割以上とのことで、優れた成果を挙げている。

一方、この事業への応募者は７０人で、抽選により１０人が選外となり、参加がかなわなかった。

ひとクラス１５人とした理由は、１５人を超えるときめ細かな対応が困難になること、および会場の確保が困難であること、とのことであった。

また、令和７年度は８０人の応募があり、同様に２０人を選外としたが、応募者数の傾向を踏まえ、今後、定員の増員を検討するとのことであった。

本事業は、前述のとおり極めて有効で、好結果をもたらしており、参加する中学３年生の将来にも大きく影響すると言っても過言ではなく、逆に選外となった生徒については、無念の胸中を察するところである。

今後、定員数の検討に当たっては、民間事業者への影響にも配慮しながら、これまでのきめ細かな対応を保ちつつ、可能な限り、希望する全ての生徒が参加できるよう工夫に努められたい。

イ 学びと心の育成事業について

学びと心の育成事業交付金は、学校の教育活動の活性化を目的とし、各学校からの申請にもとづき交付している。

各学校に対しては、業務終了後に実績報告書の提出を義務付け、担当課において内容を審査している。

令和６年度に実施した学校に対する監査では、現地調査によって改善点が見知されたため、今回、審査方法を確認したところ、

担当課では交付申請時の事業内容や支出根拠書類等との照合により実績報告書の内容を審査しているものの、現地調査は行っていないとのことであった。

実績報告書については、内容の審査はもちろんのこと、必要に応じて現地調査等により交付条件に適合するものであるか確認されたい。

(4) 共通（全庁的事項）

ア 事務処理について

令和３年度以降、これまでの定期監査で繰り返し指摘してきたところであるが、今回の監査においても、依然として文書に収受印がないものや、文書処理カードの貼付がなく主管課長の決裁がない文書など、適切に処理されていないものが散見された。

再三の要望になるが、収受文書処理については、当該文書の処理経過を記録し、管理する役割があるため、青梅市公文書管理規程を遵守し、適正に処理されたい。